

## 令和2年度 第2回 四国地方整備局事業評価監視委員会 議事録

1. 日 時：令和2年12月15日（火）15時00分～16時30分
2. 場 所：高松サンポート合同庁舎北館 13階 災害対策室（WEB併用）
3. 出席者：（委員）〔臨場〕橋本委員長、石原委員、紀伊委員  
〔WEB参加〕岡村委員、中川委員、政岡委員、武藤委員  
（四国地整）局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、河川部長、  
道路部長、港湾空港部長 他

■第2回委員会審議案件の審議区別（重点審議、要点審議）について、事務局（案）から説明。

（上記について、事務局から資料－3により説明）

■再評価対応方針（原案）の審議

- ・一般国道56号 窪川佐賀道路、佐賀大方道路、大方四万十道路（重点審議）

（上記について、事務局から資料－4－1により説明）

委員長：

ありがとうございました。それでは審議に入ります。何かご意見等はございませんでしょうか。

それでは私の方から1件よろしいですか。要望があり側道を造ることになったのですが、側道の維持管理は、どう考えておられるのでしょうか。

事務局：

機能復旧ということで、四万十町や黒潮町など、元々の道路管理者に引き渡すことを考えております。

委員長：

ということは、この22億円でその側道を造ったら、後の維持管理はその地域の自治体が管理するということですね。

事務局：

そういうことです。

委員長：

ありがとうございました。他に各委員の先生方、いかがでしょうか。

特になさそうなので、少し早いですが意見の整理を行います。事業継続とする事業者の判断は妥当ということでしょうか。WEB参加の先生方もよろしいでしょうか。

**委員一同：**

異議ありません。

**委員長：**

ありがとうございました。それでは妥当ということで、次の重点審議案件の高松港朝日地区国際物流ターミナル整備事業の審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

#### ■再評価対応方針（原案）の審議

- ・高松港朝日地区 国際物流ターミナル整備事業（重点審議）  
（上記について、事務局から資料－5－2－1により説明）

**委員長：**

ありがとうございます。それでは審議に入ります。何かご意見等はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

**委員：**

何点か教えていただきたいのですが、沖待ちが解消されたという話がありましたけれども、コンテナ船とか木材船とか産業機械とか色々な種類の船が入るわけですが、船の種類別ですね、というかコンテナ船っていったいこの高松港の朝日地区の需要のどのくらいの割合を占めているのかを教えてくださいませんか。

**委員長：**

いかがでしょうか。

**事務局：**

はい、少々お待ちください。確認しますので、お時間をいただいてもよろしいですか。公共岸壁に占めるコンテナの取扱量の割合でございますね。数字はあるので、調べさせていただきます。

**委員：**

荷捌き量を見ると、コンテナ以外の貨物というのはそれ程多くないのかなという感

じがしますので、沖待ちというのもコンテナ船にだけしか生じてない。便益算定の時も、コンテナ船以外は、含めていないような感じなので、あまり見積るほどもない量なのかなど思ったのでお聞きしたところです。

**事務局：**

ちなみにコンテナ貨物の輸送効率化にかかる総便益 133.7 億円の内、荷繰りの回数の低減によるコスト縮減が 116.9 億円、またコンテナ船の沖待ち解消によるコスト縮減が 16.8 億円となっております。

**委員：**

その他の船の沖待ちはあるのですか。

**事務局：**

高松港の中で、コンテナターミナルは、週 7 便以上の利用がありますので、既設のコンテナターミナルについては利用が非常に活発ではございますけれども、他の公共岸壁で沖待ちが生じているというのはほとんどないと思います。

**委員：**

分かりました。ありがとうございます。

**委員長：**

他に。

**委員：**

よろしいでしょうか。

**委員長：**

はい。

**委員：**

新型コロナで、非常に世の中が大きく変わりつつある時に、このような複数年間の評価をするって大変な作業をされているのだなと思いながら聞かせていただいていた次第でありありがとうございました。高松港のコンテナ貨物の推移に関しての将来予測を、企業ヒアリング等により作成されたということと理解しましたけれども、これは新型コロナが拡大するプロセスのどの辺で、ヒアリングをされた結果に基づいているのかということをお教えいただければと思い、質問させていただきます。

**委員長：**

いかがでしょうか。

**事務局：**

コンテナターミナルの関係者へのヒアリングは、本年の8月に実施しておりますので、コロナ事案発生後の状態でヒアリングをしているところです。

**委員：**

ありがとうございます。

**委員長：**

他に委員の方、よろしいでしょうか。それでは大体意見が出たようなので、意見の整理を行います。事業継続とする事業者の意見は妥当であるということではいかがでしょうか。

**委員一同：**

異議ありません。

**委員長：**

ありがとうございました。次に重点審議案件の高知港海岸直轄海岸保全施設整備事業の審議を行いたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

**■再評価対応方針（原案）の審議**

- ・高知港海岸 直轄海岸保全施設整備事業（重点審議）  
（上記について、事務局から資料－５－３－１により説明）

**委員長：**

ありがとうございました。それでは審議に入ります。何かご意見等はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

**委員：**

2ページ目に、第3ラインのところで、堤防を水門に変更しているところがあると思うのですが、この水門を地震時に誰がどのようにして閉めるのか教えていただきたいのです。

**委員長：**

いかがでしょうか。

**事務局：**

はい。水門の管理については、基本的に、県の出先事務所が管理をしていくということで今後調整になると思います。

**委員：**

管理をするということは、その水門を閉めるという作業も県の方がするという事ですか。

**事務局：**

はい。そのように今のところは考えられております。

**委員：**

堤防からこの水門に変えたことで、その閉め忘れがあれば、誰かが被害を受けたりすると思うので。水門が閉められなくて、せつかく津波が入らないようにしているのに、これが実際動かなくて津波に遭うということはないと思ってかまいませんか。

**事務局：**

現状でも浦戸湾の高潮防潮堤に水門が何箇所もあり、制御されていますけれども、同じような行為を、この三重防護の整備後、海岸管理者である県の責任で対応をしていくということが基本的な考え方になります。

**委員：**

わかりました。

**委員長：**

ありがとうございました。他にありませんか。

**委員：**

よろしいですか。

**委員長：**

はい。お願いします。

**委員：**

事業再評価という点では特に質問はないのですが、後学のために勉強させて欲しいのです。9ページのところで、設計津波水位が変更されたということで、8.4mと9.1mという形で2つに分けてというようなお話だったと思うのですが、この場所は、そうすると堤防の天端高も変わってくることになるわけですか。

**事務局：**

そのとおりです。

**委員：**

そうすると高さが不連続になるという状態に対して、例えば背後に住んでおられる人たちが、何か少し誤解を抱いたりとか、気持ち悪い思いをされたりとかそういうような懸念はないのでしょうか。

**事務局：**

特に、天端高が変わる区間においては、すり付けを行っていくということで、違和感がないような現場での対応を図るということと、それから、住民の皆様と意見交換していく中では、そういった懸念の声は聞こえておりません。

**委員：**

すでにもうこういう形で、堤防天端高が不連続というか、不連続というのは今のすり付けという話もありましたが、場所によって違う高さになるというお話はされているということでしょうか。

**事務局：**

明確に、高さを示して説明会とかをしているという訳ではありませんが、必要な高さを確保していくという意味では説明を申し上げております。今はそのような状況であります。先ほど申し上げたとおり現場的にはすり付けを行うことで、違和感のない空間作りを図っていくということでもあります。また実際に工事をする段階になりますと、地域住民への説明というのは必要になって参りますが、そういった場を通じて説明をしっかりと行っていきたいと考えているところです。

**委員：**

一律の高さにするべきという話ではなく、事業の必要性を勘案という面から見れば、弾力的に必要な物を必要なだけ作るという視点が非常に大事だとは思いますが、ただ一方でその状況がなかなか伝わりにくいというか、理解されにくいという面もあ

ろうかと思しますので、そのところは、説明もしっかりしていただいて、合意形成に努めていただきたいと思います。

**事務局：**

はい、ありがとうございます。

**委員長：**

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい、じゃあどうぞ。

**委員：**

6 ページの浸水被害について、この事業の継続に関わることではないのですけれども、先般お伺いしたところによると、この被害の算定というのは現有の固定資産及びその機械類、それから製品在庫について被害を算定しているとお聞きしています。ただ説明の中にありましたように、この地域の製品出荷額というのは高知県でも3割を占めるというような大きな工業地帯ということですので、当然のことながらサプライチェーンとして、大きな被害が出るわけですね。従って、これはマニュアルに従って、こういう算定のされ方をされていると理解していますけれども、サプライチェーンでの被害というのも、こういった大規模災害に対応する設備については、考慮すべきではないかと考えております。意見として申し上げました。

**委員長：**

ありがとうございました。もっと増えるじゃないかってことですね。他にいかがでしょうか。大体意見が出揃いましたが、意見の整理ということで、事業継続とする事業者の判断は妥当ということではいかがでしょうか。

**委員一同：**

異議ありません。

**委員長：**

ありがとうございました。それでは議事次第の5、事後評価案件の審議に入ります。一般国道56号伊予インター関連の審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

■事後評価 今後の事業評価の必要性について審議

- ・一般国道56号 伊予インター関連

(上記について、事務局から資料-6-1により説明)

**委員長：**

ありがとうございました。それでは審議に入ります。何かご意見等はございませんでしょうか。

事業費が安くなったのですね。

**事務局：**

はい。事業費を 450 億円見込んでいたものを、430 億円に変更しております。これにつきましては 3 工区にあります JR を跨ぐ橋梁部分の延長を短くしたことで仮設工法の見直しにより、事業費を抑制することができました。それ以外にも不確定要素として見込んでいた事業費を執行することなく終えたということで、その分も縮減し、20 億円減少ということでございます。

**委員長：**

これまで軟弱地盤とか地層の対策とかで事業費が増えるというのはよく聞いていたのですが、事業費が減るというのは私が委員になって初めて聞いたような気がします。予想がつかないことがあるので、増額も仕方がないことですが。

今回は事業費が下がって B / C も大きくなっています。この事業の効果は十分に発現していると考えられるため、今後の事後評価の必要性はないという事業者の判断は妥当であるということでしょうか。

**委員一同：**

異議ありません。

**委員長：**

ありがとうございました。これで審議は全て終わりましたが、先ほどの質問の高松港の朝日地区のコンテナ輸送の件で回答ができるということで、よろしく願いいたします。

**事務局：**

ご回答が遅れて申し訳ございませんでした。高松港の既存のコンテナターミナルの年間取扱量は現在 33 万トンでございます。一方で高松港全体の取扱量が約 1,800 万トンになります。全体のわずか 1.8%です。ただし、高松港の場合、小豆島行きフェリー、それから神戸港行きフェリーが、それぞれ 800 万トン、760 万トンと圧倒的な量を占めておりますので、今申し上げた数字でいくと高松港コンテナターミナルのシェアは非常に少なく見えますけれども、フェリーという特殊要因でございますので、数字



上そのように聞こえてしまうということになります。また、先ほど補足を説明し忘れましたけれども、滞船については平成 28 年に海運業者へのヒアリングを行っておりまして、1 日あたり 2 便寄港している場合や、到着時間や荷役作業が遅れた場合、ワンバースしかないため、次の便は前の便の荷役が終わるまで滞船を強いられていました。平成 26 年 4 月から、国際物流ターミナルの整備に伴うふ頭再編により、コンテナヤードが 2 バース利用できるようになったため、コンテナ船の滞船が解消しているというヒアリング結果を得ております。それに基づいて便益計上させていただいたということでございます。

**委員長：**

よろしいでしょうか。

**委員：**

はい。

**委員長：**

コメントありがとうございました。以上で本日の審議は終わりですが、審議全体を通してご意見がある委員がおられましたら、お願いします。はい、どうぞ。

**委員：**

先程コロナ絡みの質問をさせていただいたところですが、この評価にかかる案件の中で、社会情勢の変化というのが理由にあがるのが非常に多いと思うのです。今回のコロナ絡みのことなんかその最たるものだと思うのですが、何かこれで今後の評価のあり方、もちろん国土交通省全体の個別の方針でされるのだと思うのですが、もし四国地方整備局の中の裁量で何かされることがあるのであれば、どういう方針でそういうことをして行くということがあれば、教えていただければと思います。ちょっと質問させていただきます。

**委員長：**

ありがとうございました。いかがでしょうか。社会情勢の変化という中で、今回の新型コロナのような影響をどう取り入れるのかということなのでしょうけど。それではどうぞ。

**事務局：**

今の質問に関しましては正直申しますと、まだ現状でこうしていこうというものがあるわけではございません。コロナの状況が全国的に広がっているところで、そういつ

たところも事業評価の中で、どうして行くのかという議論は、現時点で他の地方整備局からも聞こえているわけじゃないですけども、今後そういった議論が出てくるのかなと思っています。ただ比較的四国は全国に比べると感染者数が多くないという状況なので、その辺りもしかすると後発で色々考えて行くことになるのかなというのが現状だと思っています。ご理解いただきますようお願いいたします。

**委員：**

ありがとうございました。

**委員長：**

ありがとうございました。他に委員の方、特にありませんか。ありがとうございました。それでは以上で、今回の対象案件についての審議を全て終了いたします。最後に議事次第にあります、6番の報告案件に入ります。河川改修事業2件、環境整備事業3件の報告を事務局からお願いします。

**■報告対象事業 5件**

- ・重信川直轄河川改修事業
- ・土器川直轄河川改修事業
- ・吉野川総合水系環境整備事業
- ・那賀川総合水系環境整備事業
- ・渡川総合水系環境整備事業

(上記について、事務局から資料ー7により説明)

**委員長：**

ありがとうございました。本委員会の委員の方で、この案件の委員をされている方もおられますので、ご存じの方も多と思うのですが、何かご質問等ございませんでしょうか。特にありませんか。よろしいでしょうか。報告事業に関してWEBの先生方、よろしいでしょうか。

**委員一同：**

特にありません。

**委員長：**

意見もないということで、ありがとうございました。委員会の運営にあたりまして、委員の皆様のご協力に感謝いたします。なお今年度の委員会はこれで終了です。2回の委員会へのご協力、ありがとうございました。それでは議事の進行を事務局へお返しい

たします。

**事務局：**

皆様、長時間のご審議誠にありがとうございました。WEBでご参加いただいた方もありがとうございました。この後委員長におかれましては、審議内容の取りまとめをご確認いただきますので、恐れ入りますが控え室の方へお願いします。それではこれもちまして、令和2年度第2回四国地方整備局事業評価監視委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。